令和6年度 広陵町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

本方針において使用する用語の意義は、障害者優先調達推進法で使用する 用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に定める施設
 - ア 就労移行支援施設
 - イ 就労継続支援施設 (A型・B型)
 - ウ 生活介護施設
 - エ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
 - 才 小規模作業所
 - カ 地域活動支援センター
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下 「障害者雇用促進法」という。)に定める障害者を多数雇用している事業 所
 - ア 障害者雇用促進法に基づく特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所(次の要件を全て満たすもの)
 - (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の20%以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の 割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者(自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を 自ら行う障害者)
- イ 在宅就業支援団体(在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体)

5 調達の対象品目等

本町が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

印刷、紙・木工・布製品、陶器、食品、その他障害者就労支援施設等が 提供可能な物品

(2) 役務

清掃作業、除草作業、封入作業、その他障害者就労支援施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

障害者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を全庁で共有 し、障害者就労施設等への発注可能な物品等を所管課において十分に検討し、 発注に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本町における調達方針を作成又は見直しを行ったときは、速やかに公表する。
 - (2) 調達実績については、概要をとりまとめ、速やかに公表する。

8 調達目標

令和6年度の調達目標額は、前年度を上回ることを目標とする。